留学生の就職支援

対談③

第4回 在留資格の注意点

今回は、留学生の在留資格の面から、よくある問題や、気を付けるべきことについて、栗原氏が聞き手となり、行政書士の宮本氏にお話を伺った。

栗原由加 氏
神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部 教授

宮本健吾 氏
行政書士
宮本行政書士事務所

留学生によくある在留資格の問題

（栗原） 多くの留学生は、資格外活動許可を取って、在学中にアルバイトをしています。「学校を卒業したらアルバイトをしてはいけない」というルールについて、具体的にはどういうことか、教えていただけますか。

（宮本） これは、学校を卒業する時点で、就職先が決まっていない留学生によく起こる問題です。卒業する時点で就職先が決まっておらず、引き続き日本に残って就職活動を続けたい場合は、在留資格を「留学」から「特定活動」に変更する必要があります。3月に学校を卒業する留学生が、持っている「留学」の在留資格の期日がその年の5月ごろまであったとしても、学校を卒業したらアルバイトができなくなります。卒業後も引き続きアルバイトをしながら就職活動するためには、例えば、3月31日（教育機関での在籍の末日）になる前に「特定活動」への切り替え申請をしてください。切り替えが完了して、資格外活動許可を取れば、またアルバイトをすることができます。この在留資格の変更手続きをせずに、卒業後も「留学」の在留資格のまま、就職活動やアルバイトをしていると、無事に就職先が見つかって、就労のための「技術・人文知識・国際業務」（以下、技人国）の在留資格に切り替えようとしても、許可が下りない可能性があるので注意が必要です。

（栗原） 留学生は、アルバイトのやりすぎにも、注意しなければいけませんね。

（宮本） はい、規定時間以上働いてしまうことも注意してほしいです。課税証明書・（住民税の）納税証明書を求められて、オーバーワークがばれてしまうケースがあります。アルバイトをしすぎると、本来の在留目的である学業がおろそかになりかねません。週28時間をオーバーしてしまっても、学業をしっかりして出席状況や成績が良ければ、謝罪文や今後の改善策（法令の遵守について）を提出して、「留学」の在留期間更新や、「技人国」への在留資格変更手続きの際に許可が取れる場合もあります。ただ、アルバイトをしすぎている留学生で、成績が良い方はほとんどいない印象です。

（栗原） 在留資格の切り替えでは、他に、どのような問題がよく起こりますか。

（宮本） 他には、年金の不払いの問題があります。支払いの猶予申請をしていなかったために、在留資格の変更が不許可になるケースがあります。留学生が日本語学校に在籍している期間は、先生が細かく指導・サポートしてくれるため、留学生もしっかり手続きをできていることが多いです。しかし、専門学校や大学に進学後、もしくは来日後すぐに専門学校や大学に入学した留学生は、あまり指導されずに、猶予申請をしていない留学生が多いようです。手続きは留学生にとって難しい印象があったり、もしくは将来年金不払いが就職時や永住申請時にどのように影響するかイメージできない場合が多いので、学生任せではなかなか行き届かないと思います。年金の不払いは、「特定技能」や「技人国」への在留資格変更申請への影響だけでなく、将来的に永住権取得の時にも影響してきます。同じ「払っていない」という状況でも、単なる未納と特例を使って払っていないことは全く違います。

来日して間もない留学生は、いずれ帰国するつもりで年金は自分に関係がないと思うかもしれませんが、日本で学ぶうちに日本で働きたくなったり、将来は永住権取得も考える可能性もあります。数年先の自分の人生に、大きく影響する事であることを、しっかり認識してもらう必要があります。

在留資格は重要な足場
数年後の自分が後悔しないように

就職活動で気を付ける点

（栗原） 就職活動では、会社から「内定」と言われたとしても、在留資格が取れないケースがありますね。どのようなことに気を付けるべきですか。

（宮本） 多くの留学生が「技人国」の在留資格の取得を目指しますが、これは「担当する業務に学校で学んだ専門性が必要とされるか」がポイントになります。もちろん、在留資格が取れる業務内容か否かもポイントになります。特に、飲食店の接客やキッチンの業務だけで申請して、不許可になるケースが多数見られます。一例として、栄養系の学部で学んだ留学生が、調理の業務内容だけでは不許可になりますが、学部で学んだ栄養に関する知識を生かして献立を考え、その延長で調理もするのなら許可が下りました。

学部との兼ね合いでは、経営学部などは得られる知識の範囲が広いですが、観光学部などは限定的で得られる専門性も狭いです。将来を見据えて、やりたいことに関連する授業を取っておくと、将来の選択肢も増えます。他の学部の授業も履修できますので、1年のころから他の学部の授業ものぞいてみるのも良いと思います。

（栗原） 飲食店などのアルバイト先で、正社員にならないかと誘われるケースもあるようです。この場合も「技人国」の在留資格の取得は難しいと聞きます。「特定技能」や「特定活動46号」についても教えていただけますか。

（宮本） そうですね、飲食店の接客や調理の仕事だけでは「技人国」は取れません。コンビニ店員も難しいです。「特定技能」は、専門性を求められない業務で働ける在留資格です。雇用主側からすると、必要書類の種類が多く、管理費として業者にもよりますが、月3万かかる場合もあります。雇用される外国人にとっては、「特定技能1号」での在留期間は、母国から家族を長期間呼べない（90日の短期滞在は可能）、将来の永住権取得の年数カウントに含まれない、などがあります。

「特定活動46号」は、専門的な仕事以外もできるというプラス面がありますが、日本語N1以上という語学要件があり、ベトナムやミャンマーなど、非漢字圏の留学生にはハードルが高いです。中国・韓国の方の取得もあまり増えていないようです。その理由として、書類のレベルの高さや、「単純労働だけはできない」という点、また、パスポートに指定書が貼られ、指定書に勤務先の情報が記載されるため、転職した場合に転職先において特定活動46号で勤務可能か否かの手続きが必要となりますので、「技人国」と異なり転職が気軽にできない点があげられます。

少し前に、飲食業の企業に応募した学生のことがニュースになりました。実際には、チェーン店の飲食店では、本社採用でないと、「技人国」は取りづらいです。また、入社後まずは店舗を経験させて、将来的に本社採用やマネージャー等に昇進させる場合は、例えば、「店舗現場で3年、その後本社勤務となる」という事業計画書が必要となります。

（栗原） 在留資格は、外国人が日本にいるための足場となる重要なことです。在留資格の問題に直面してから慌てる留学生が多いと感じますが、事前に分かっていないといけない問題ですね。留学生本人だけでなく、関わる教職員も正確に知っておくべきことです。

（宮本） その通りだと思います。留学生を受け入れる学校では、入学オリエンテーションで、2、3コマ使ってきちんと説明して、理解させておいてほしいです。情報提供だけをしてあとは本人任せ、では危ないです。留学生は、「知らなかった」ということで、4年後の自分が後悔しないようにしてほしいです。

留学生の皆さん、3年後、5年後、10年後の自分自身の夢を思い描き、自分の進みたい道を進むことができるように、勉強を頑張ってください。Do Your Best！

留学生就職イベント参加者アンケート

国際留学生協会は、6月2日に、2023年新卒留学生を対象とした、オンライン合同企業説明会「外国人留学生企業研究フォーラム2023」を開催した。外国籍社員が活躍する企業や、留学生積極採用の企業が8社参加し、留学生は317名が参加した。

参加留学生を対象に実施したアンケートには183名が回答した。本イベントの良かった点（複数回答）として、「外国籍社員が活躍する企業を知れたこと」（73・2％）、「外国籍社員の話を直接聞けたこと」（68・9％）、「留学生採用のニーズが明記されているところ」（31・7％）、「募集対象が明記されているところ」（27・3％）という回答が多かった。

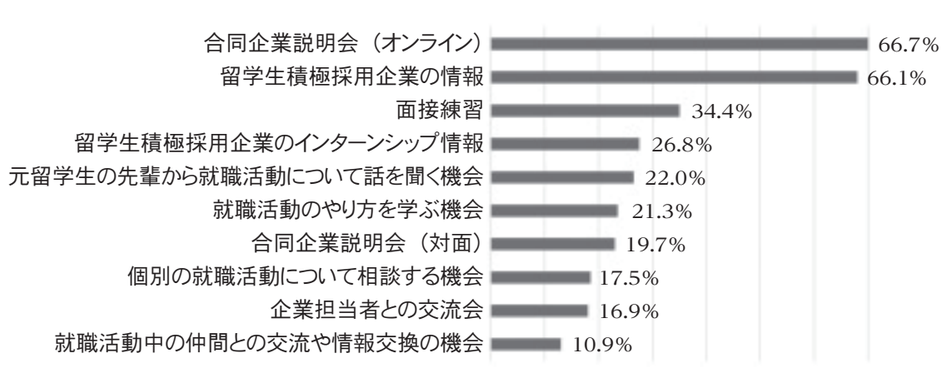

あったらよいと思う就職支援・企画（複数回答）「参加者アンケート」より

あったらよいと思う就職支援・企画についての設問（複数回答）では、本イベントのような「オンラインの合同企業説明会」や、「留学生積極採用企業の情報」が際立って多かった（上図）。「先日ある会社の説明会に参加したら、（留学生の）ビザの取得支援はできない、と言われたことがありがっかりした。会社のWEBサイトには、〝ダイバーシティ〟と書いてあったのに。どの会社が本当に留学生を採用するのかが分からなくて困る」と話す留学生もいた。

企業の求人情報は溢れているように思えるが、企業情報の収集に苦戦している留学生が多いことがうかがえる。

オープンキャンパス情報　本学WEBサイトから事前予約受付中
【東京千住キャンパス】7月30日(土)・31日(日)
【埼玉鳩山キャンパス】7月23日(土)・24日(日)
特別選抜（外国人）入試情報
出願期間：8月23日(火)～9月2日(金)
試　験　日：10月1日(土)
選考方法：個別面接、口頭試問、日本留学試験、提出書類の成績により総合的に判断
東京電機大学
<お問合せ> 国際センター　TEL:03-5284-5208
E-mail: tdu-inter@dendai.ac.jp HP:https://www.dendai.ac.jp/
（東京千住キャンパス）JR線／東京メトロ ほか 北千住駅　（埼玉鳩山キャンパス）東武東上線 高坂駅・北坂戸駅

亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY
〒180-8629 東京都武蔵野市境5-8　Tel: 0422-36-3273
Email: nyushi@asia-u.ac.jp（入試・広報センター）
Business Administration 経営学部
◆経営学科
◆ホスピタリティ・マネジメント学科
International Relations 国際関係学部
◇国際関係学科
◇多文化コミュニケーション学科
Urban Innovation 都市創造学部
◇都市創造学科
Economics 経済学部
◆経済学科
Law 法学部
◇法律学科
Graduate Schools 大学院
◇アジア・国際経営戦略研究科
◇経済学研究科
◇法学研究科

YUMOT 山口大学大学院技術経営研究科
Yamaguchi University Graduate School of Innovation and Technology Management

技術と経営の2つの視点から問題に取り組み、創造的な成果を生み出していくビジネスリーダーを育成します！
We foster business leaders, who would address various issues in societies, companies, and organizations from synthetic viewpoint of technology and management, and have capacity to achieve creative results!

Admission Information
■ Autumn Classes, Taught in English
■ Length of Course: Two years
■ Degree: Master of Technology Management
■ Examination Schedule
・Application/ Late April ～ Early May
・Interview/ Early June
・Enrollment Date/ Oct. 1

Our Mascot, "Yama-me"

Contact information of our school:
Graduate School of Innovation and Technology Management,
Yamaguchi University,
2-16-1, Tokiwadai, Ube, Yamaguchi
755-8611, JAPAN
Tel: +81-836-85-9876
Fax: +81-836-85-9877
E-mail: mot@yamaguchi-u.ac.jp
Website: https://mot.yamaguchi-u.ac.jp